

報告事項 2

令和2年6月定例県議会の概要について

令和2年6月17日から7月6日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について、別紙資料に基づき報告します。

令和2年7月8日

総務課

令和2年6月議会 質問一覧

【代表質問】

順	氏名	会派	質問項目	担当局	担当課	備考
1	佐藤 一志	自民	5 次代を担う人づくりについて			
			(1) 第四次教育振興基本計画の策定について	教育	教育企画課	
			(2) インターハイ・甲子園大会等に替わる県独自の大会の支援について	教育	生涯学習課 高等学校教育課 保健体育課	知事答弁
2	朝倉 浩一	新政	5 オンライン学習の推進について	教育	教育企画課 義務教育課	

【一般質問】

順	氏名	会派	質問項目	担当局	担当課	備考
2	小山 たすく	新政	1 新型コロナウイルス感染症による医療機関への影響等について	保健	感染	
			2 学校における新型コロナウイルス感染症対応について			
			(1) 学校における感染防止対策並びに発生時の対応について	教育	保健体育課	
			(2) 学校再開後の人的体制の強化について	教育	教育企画課 財務施設課 義務教育課	
			(3) 修学旅行のキャンセル料について	教育	義務教育課	
			3 インターネット上における人権侵害について	県民		
4	木藤 俊郎	公明	1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所のあり方について	防災		
			2 夏の期間に授業を行う学校の熱中症対策について			
			(1) 県立学校における熱中症対策について	教育	保健体育課	
			(2) 熱中症対策としての冷房と新型コロナウイルス感染症予防対策としての換気について	教育	保健体育課	
			(3) コロナ禍における本県の熱中症対策について	保健		
			3 文化・芸術への支援について	県民福祉		
			4 新型コロナウイルス感染症収束後の観光振興について	観光経産		知事答弁

【一般質問】

順	氏名	会派	質問項目	担当局	担当課	備考
10	安藤としき	新政	1 避難所の新型コロナウイルス感染症に対応した避難体制について	防災		
			2 学校再開による児童・生徒の学校生活支援、教育支援、教育環境について			
			(1) 学校生活支援について	教育	義務教育課	
			(2) 高校3年生の受験に対する支援について	教育	高等学校教育課	
			(3) 県立学校の冬休み短縮と冬季の学習環境について	教育	財務施設課 高等学校教育課 保健体育課	
		3 「新しい生活様式」における交通事故防止対策について	警察 防災			
11	佐藤英俊	自民	1 新型コロナウイルス感染症対策			
			(1) 医療について	保健 感染		
			(2) 教育について			
			ア 臨時休業による子どもたちの体力低下への対応について	教育	保健体育課	
			イ 市町村立小中学校におけるICTを活用した教育の推進について	教育	教育企画課	
		(3) スーパーシティ構想について	政企		知事答弁	
14	辻秀樹	自民	1 ステーションA i 早期支援拠点における今後の取組みについて	経産		知事答弁
			2 商店街の活路を見出す新たな取組み等への支援について	経産		
			3 子ども達への学びの支援と不安解消について			
			(1) 児童生徒の家庭におけるICTを活用した学習環境調査と今後の対応について	教育	教育企画課	
			(2) 県立特別支援学校におけるオンライン学習支援について	教育	特別支援教育課	

○議案審査

第95号議案

令和2年度愛知県一般会計補正予算(第5号):教育委員会所管分

第101号議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

第105号議案

工事請負契約の締結について(県立学校教育情報通信ネットワーク環境施設整備工事)

第109号議案

訴えの提起について

第114号議案

令和2年度愛知県一般会計補正予算(第7号):教育委員会所管分

【議案質疑】

なし

【一般質問】

中村竜彦 委員(自由民主党)

- ・学校現場におけるICT教育の考え方について

西久保ながし 委員(新政あいち)

- ・新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業後の児童生徒の心のケアについて

今井隆喜 委員(自由民主党)

- ・令和3年度愛知県公立高等学校入学者選抜について

岡 明彦 委員(公明党)

- ・スタディサプリについて
- ・県立学校における生徒の心のケアについて

神戸洋美 委員(自由民主党)

- ・学校の新しい生活様式における教育の在り方と児童生徒の心のケアについて

川嶋太郎 委員(自由民主党)

- ・小中学校の夏季期間中の体育授業の取扱いについて
- ・小中学校の夏季期間中の教員研修について

谷口知美 委員(新政あいち)

- ・愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する検討会議について
- ・肢体不自由特別支援学校への登校について

横井五六 委員(自由民主党)

- ・特別支援学校の整備について
- ・特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策について
- ・特別支援学校における就職状況について
- ・教員の多忙化解消プランの成果と課題について

令和2年6月定例県議会 代表質問（6月19日） 教育長・知事答弁要旨
自由民主党 佐藤一志議員

【質問要旨】

5 次代を担う人づくりについて

(1) 第四次教育振興基本計画の策定について

本県の未来を担う子ども達が、急速な社会の変化や、経験したことの無い困難な状況に遭遇したとしても、夢や希望を持ち、前を向いて生きていくことができるようにするため、これからの社会を見据えた本県の教育の在り方について、どのように考え、次期教育振興基本計画を策定していかれるのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

(2) インターハイ・甲子園大会等に替わる県独自の大会の支援について

感染症対策や熱中症対策を徹底するなど、開催に向けて課題は少なくないと思われませんが、多くの県民が関心と期待を寄せている、このような代替大会の開催について、県はどのように支援していくのか、知事のご所見をお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

(1) 第四次教育振興基本計画の策定について、お答えをいたします。

子ども達がこれからの未来を生きぬいていくためには、命を大切にする心や他者を尊重し思いやる心を育むとともに、確かな学力や健やかな体の育成が求められております。

次期教育振興基本計画では、現行の計画の成果を踏まえつつ、ICT教育、外国人児童生徒への教育、学校における働き方改革など、新たな課題に対応するとともに、教員の指導力向上や人材の確保、家庭や地域と協働した学校づくりなど、子ども達が学びやすい教育環境づくりについても検討を進めていきたいと考えております。

さらに、新型コロナウイルス感染症により生じた社会の変化を見据え、感染症拡大や大規模災害により学校を休業せざるを得ない場合であっても、子ども達の学習の機会を確保できるICTを活用した新たな教育システムや、学校安全の面から、「学校の新しい生活様式」に対応した教育環境についても、より具体的かつ効果的な取組を盛り込んでいきたいと考えております。

本県の子ども達が、今後どのように社会が変化しても、自らの力で、たくましく生きていくことができるよう、「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本として、次期教育振興基本計画を策定し、本県教育の更なる充実を図ってまいります。

【知事答弁要旨】

(2) 私からの最後の答弁となりますが、インターハイ・甲子園大会等に替わる県独自の大会への支援についてであります。

夏の全国大会は、全国高等学校野球選手権大会や全国高等学校総合体育大会などが中止となり、全国高等学校総合文化祭が、ウェブ上での発表・交流による開催となることが決定されました。

こうした中、本県では、高等学校野球連盟、高等学校体育連盟、高等学校文化連盟等の関係団体において、代替大会の開催が発表され、その準備が進められております。野球に関しては、県独自の大会が7月4日から8月2日までの開催となり、他の競技では37競技のうち、陸上競技やハンドボールなど29競技で、7月から8月を中心に代替大会が開催されることとなりました。また、県内の国公私立高等学校文化部生徒の総合的な発表の場として、毎年8月に愛知芸術文化センターを会場として開催している「アートフェスタ」については、展示部門のみではありますが、規模を縮小し、開催することとしております。

現在、県教育委員会では、学校再開後の部活動が安全に実施されていることを確認した上で、国の第2次補正予算を活用した支援について、関係団体と調整を進めているところであります。

私としましても、それぞれの目標に向けて日々部活動に励んできた3年生の集大成となる舞台として、高校3年生やその家族、そして関係者にとって深く記憶に刻まれる大会となることを期待いたします。

令和2年6月定例県議会 代表質問（6月19日） 教育長答弁要旨
新政あいち 朝倉浩一議員

【質問要旨】

5 オンライン学習の推進について

オンライン学習の取組を本県全体の取組として進めていくため、県教育委員会は各市町村教育委員会に対して、どのように支援していくのか、教育長のご所見をお伺いします。

【教育長答弁要旨】

オンライン学習の取組に関する市町村教育委員会への支援についてお答えをいたします。まず、市町村立小中学校において、ICTを活用した教育を進める上で基盤となります児童生徒1人1台端末につきましては、昨年12月の国のGIGAスクール構想を受け、国の令和元年度補正予算と令和2年度第1次補正予算を活用して、県内市町村で2020年度中に約41万台、2021年度に約15万台の端末がそれぞれ整備され、2021年度末には1人1台端末が達成される見込みとなっております。

このように、ICTの基盤整備は着実に進みつつありますが、これらを活用した学習支援につきましては、今回の臨時休業中に、自治体として組織的にICT教育を進める動きが見られる一方で、一部の教員の創意工夫による動画配信等にとどまる学校もあるなど、自治体間の差が生じております。こうした差を解消し、県全体でICTを活用した教育の底上げを図るためには、小中学校における有効な学習支援モデルを早急に示す必要がございます。

そこで、県といたしましては、この3月に設置をいたしました全市町村参加による「GIGAスクール構想共同研究会」におきまして、県立学校に導入したオンライン学習支援サービスも含め、各種の学習支援サービスを活用した授業のあり方について研究し、「ICTを活用した新しい授業モデル」を具体的に示してまいりたいと考えております。

こうした研究会を通して市町村を支援し、県内全ての小中学校でICTを活用した教育が一層推進されるよう努めてまいります。

令和2年6月定例県議会 一般質問（6月22日） 教育長答弁要旨
2番 新政あいち 小山たすく議員

【質問要旨】

2 学校における新型コロナウイルス感染症対応について

- (1) 学校における感染防止対策並びに発生時の対応について伺う。
- (2) 国の二次補正予算のうち、教員の加配、学習指導員の追加配置、スクール・サポート・スタッフの追加配置について、本県における予算額及び対象市町村数、配置される人数について伺う。
- (3) 修学旅行がキャンセルになった際の県の支援の在り方について県教育委員会の見解を伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) 学校における新型コロナウイルス感染症対応について、3点お答えします。

始めに、学校における感染防止対策と感染者が発生した場合の対応についてであります。

県教育委員会では、5月25日の学校の再開に先立ち学校における感染予防対策の具体的な取組内容をまとめた県独自の「教育活動の再開に向けたガイドライン」を作成いたしました。

このガイドラインでは、家庭と連携した児童生徒等の検温や健康観察による健康状態の把握、教育活動の形態に応じた換気の方法など、さまざまな場面を想定した感染予防策を示し、学校全体で感染症対策に取り組んでいるところでございます。

次に、学校において感染者が発生した場合の対応でございますが、県教育委員会では、児童生徒や教職員に感染者が判明した場合、原則、学校設置者は、当該学校を3日間臨時休業とする旨を3月26日付けで通知しております。学校は、この3日間において学校所在地を所管する保健所の指導のもと校内の消毒を行うとともに、保健所が実施する感染者の行動履歴や濃厚接触者を特定する調査に協力してまいります。その後の休業の期間や規模については、学校設置者が保健所と相談して決定することとしております。

県教育委員会といたしましては、学校において感染者が発生した場合に、保健所との連携が迅速かつ的確に行われるよう、関係部局と連携を進めるとともに、文部科学省が

作成する衛生管理マニュアルや国から示される最新の科学的知見を踏まえて、3月26日に通知した感染者が発生した場合の対応について、必要な改訂を順次行い、学校における感染拡大防止に取り組んでまいります。

(2) 次に、学校再開後の人的体制の強化についてお答えをいたします。

国の第2次補正予算に対応した県の補正予算につきましては、現在、準備を進めているところでありますが、県教育委員会といたしましては、市町村からの要望に基づきまして非常勤講師の追加配置、学習指導員、スクール・サポート・スタッフの配置について対応してまいりたいと考えております。

その内容といたしましては、子ども一人ひとりの学習の状況に応じたきめ細やかな指導を図るためのティーム・ティーチングや習熟度別学習、また、小学校6年生と中学校3年生には、特に進路指導にも配慮して学習活動が行われるよう少人数編成とするための非常勤講師を加配したいと考えております。

次に、学級担任の負担が過重にならないよう家庭学習の準備やチェック、さらに放課後や長期休業中の補習学習などを実施するために必要な学習指導員を配置していきたいと考えております。

更に、児童生徒の健康状態の確認、教室内の換気や消毒など学校を運営するために必要な様々な業務を補助するスクール・サポート・スタッフにつきましても増員していきたいと考えております。

これらの取組に対しまして、市町村からは、非常勤講師が20市町から100人程度、学習指導員が20市町から700人程度、スクール・サポート・スタッフは26市町から500人程度の要望が出ているところでございます。

(3) 次に新型コロナウイルス感染症が拡大した場合における修学旅行のキャンセル料についてお答えをいたします。

今年度の修学旅行につきましては、本来、春に予定をしていた小学校150校、中学校293校を含めまして、全ての小中学校・義務教育学校が、8月以降に実施する計画を立てております。

また、安全安心な修学旅行が実施できる指針として、日本旅行業協会が作成した「新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」では、旅行行程上

に考えられる様々な場面の感染防止対策について掲載されておりまして、この手引を市町村教育委員会に周知しているところでございます。

現時点では、県内の全ての小中学校が、この手引きに沿って、感染防止に留意しながら、修学旅行が実施できるように調整をしていると聞いております。

今後、仮に、第2波の発生などによって、中止を余儀なくされ、キャンセル料が発生するような場合には、文部科学省の「教育活動の実施等に関するQ&A」で、市町村において「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が可能とされております。

【要望】

最後に教育委員会のことで申し上げたいと思いますが、修学旅行のキャンセル料について、先ほど、地方創生臨時交付金の活用ということの答弁が最後にあったというふうに思いますが、この臨時交付金については、やはり、それぞれの市町村が既に独自の経済対策であったりとか、休業補償であるとか、そういうところで支出をほとんど決めてしまっているところであります。

その中で、先に発生するかどうか分からないその費用としてとっておくということも、現実的には考えにくいわけでありまして、発生した際に、もともと予定していたものを、それを切り替えるということも現実的には難しいのではないかと思います。そうしたことも踏まえまして、ぜひ、県でもですね、この支援の在り方を検討していただきますことを求めまして、終わりたいと思います。

【質問要旨】

2 夏の期間に授業を行う学校の熱中症対策について

- (1) この夏、県立学校では、熱中症対策を、ガイドラインの徹底も含めて、生徒一人ひとりにどのように進めるのか伺う。
- (2) 熱中症対策としては冷房が必要で、コロナウイルス感染症予防対策としては換気が必要であるわけだが、二律背反する対策を学校では行うことになる。では、それぞれをどう進めていくのか伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) 県立学校における熱中症対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、2011年3月に「あいちの学校安全マニュアル」を作成し、熱中症事故防止対策を学校における安全管理の柱の一つに位置付けております。このマニュアルでは、湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた「暑さ指数」を熱中症予防の指標としておりまして、各学校で測定が可能となるよう、2019年度までに暑さ指数計を全校に設置したところであります。

しかしながら、今年度は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら夏季休業中に授業を行いますことから、例年以上に熱中症予防に取り組んでいく必要がございます。

そのため、県教育委員会が5月20日に示した「教育活動の再開に向けたガイドライン」におきましては、新型コロナウイルス感染防止の徹底を図るとともに、授業の途中で水分補給の時間を設けるなどの熱中症事故の防止についても注意喚起をしております。

今後、各学校におきましては、熱中症事故防止の観点から学校行事の中止や縮小などの判断が必要な場合も生じてまいりますので、こうした判断が適切に行われるよう、県教育委員会といたしましては、その具体的な判断基準を速やかに示してまいりたいと考えております。

また、本県と「健康づくり等に関する包括的連携協定」を締結している民間企業から、熱中症予防のための生徒向け啓発資材の提供に関する御提案がございました。

県教育委員会といたしましては、こうした外部機関の協力も得ながら、より一層の熱

中症予防に努めてまいりたいと考えております。

- (2) 次に、熱中症対策としての冷房と、新型コロナウイルス感染症予防対策として必要となります換気を、それぞれどのように進めていくのかについてお答えします。

県教育委員会が通知したガイドラインでは、冷房使用時においても、対角線上の2方向の窓を同時に開けたり、休憩時間中に窓や扉を大きく開けたりして換気を行うこととしておりますが、換気の程度は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談して判断することとしております。

また、気候の状況等により、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、児童生徒等の間に十分な距離を確保した上で、マスクを外すことが可能である旨、6月1日に改めて各学校に通知したところでございます。

県教育委員会といたしましては、熱中症のリスクが例年より高まる恐れがある中で、各学校において感染症予防と熱中症対策が両立できるよう、一層の取組を進めてまいりたいと考えております。

令和2年6月定例県議会 一般質問（6月23日） 教育長答弁要旨
10番 新政あいち 安藤としき議員

【質問要旨】

2 学校再開による児童・生徒の学校生活支援、教育支援、教育環境について

- (1) 「学校の新しい生活様式」に慣れていくことがスタートと考えます。家庭との連携を含め、どのような取組を進めていかれるのか伺う。
- (2) 今年を受験生に対する学習支援や、AO入試、推薦入試などを含め、受験に対する不安を抱えている受験生への支援・取り組みについて伺う。
- (3) 県立高等学校及び特別支援学校の冬休みの短縮についてお考えを伺う。

また、今年の夏については、PTA設置のエアコンを使うためのリース料や電気料等が補正予算で計上されていますが、冬季の新型コロナウイルス感染防止と学習環境についてどのように対処されるのか伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) はじめに、学校生活支援についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる臨時休業から、学校を再開するに当たり、様々な不安やストレスを抱える児童生徒が増加するのではないかと心配されました。

県教育委員会では、通常の授業を再開する前に、「学校再開に向けた段階的な対応例」を作成し、長期間休んでいた児童生徒が、徐々に学校生活に慣れていき、円滑に順応できるように通知をいたしました。

また、5月25日から学校を再開することに合わせて、県独自の「教育活動の再開に向けたガイドライン」を作成いたしました。その中で、感染症対策はもちろんのこと、児童生徒の心のケアについても指針を示しております。具体的には、「担任等が努めて個々に対する声かけを行うこと」「教員集団が常に情報共有し、気になる児童生徒に対して、適切に対応できる体制を整えること」「必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を密にすること」などを通して、学校再開後の児童生徒の気持ちに寄り添いながら教育活動を進めていくよう示しております。

家庭との連携につきましては、臨時休業期間中は、学級担任等が、電話や家庭訪問等

を通じて、学校の状況について、丁寧に情報提供をするとともに、児童生徒の心身の健康状態等を把握してまいりました。学校再開後は、今後の教育活動や感染症対策について文書で示し、保護者の不安の軽減にも努めております。

「学校の新しい生活様式」は、児童生徒に様々な制約を課すものとなっておりますが、学校と家庭が信頼関係を結び、保護者の不安を取り除くことによって、児童生徒のストレスが軽減し、安心して登校できるようになると考えております。児童生徒が以前のように学校の楽しさを実感し、笑顔あふれる学校生活を送れるよう、県立学校における取組はもとより、市町村教育委員会に対しましてもしっかりと支援をしてまいります。

(2) 次に、受験生に対する支援についてお答えをいたします。

現在の高校3年生が受験する2021年度大学入学者選抜から、学力を多面的・総合的に評価することが重視され、従来のAO入試や推薦入試の名称がかわるとともに、一般選抜と同様にこれらの選抜においても学力が測られるようになります。

長期にわたる臨時休校から、学校再開後、間もない状況も踏まえると、議員御指摘のとおり、大学入学者選抜制度の変更や学習の遅れにより受験に対しても不安をもつ生徒への支援が重要であると考えております。

まずは、学習の遅れを取り戻し、確かな学力の定着を図るための学習支援が重要であります。現在、各学校では夏休み等の短縮や学校行事の精選により授業時間を確保したり、学習方法の工夫に努めたりしております。

また、県教育委員会では、6月から全ての県立高等学校の生徒に民間の学習支援サービスを導入しました。進路実現を目指す高校3年生が、授業の予習・復習に加えて、自分が苦手な分野の学習を行ったり、自分の得意教科を伸ばしたりすることに、このサービスを活用できるようにして、生徒の学習支援に努めてまいります。

さらに、高校生が受験に対する見通しをもつことができるよう、選抜日程などに関する正確な情報をできるだけ早く生徒に周知するとともに、各学校に対しては、これまで以上にきめ細やかな進路指導を行う体制を整え、生徒の不安の解消に努めるよう指導をしてまいります。

(3) 次に、県立学校の冬休み短縮についてお答えをいたします。

県立学校には、臨時休業に伴い実施できなかった授業について、夏季休業や冬季休業

を短縮したり、学校行事を精選したりするなどして学習機会を確保するよう指示をしておりまして、各学校は実情に応じて判断し、約半数程度の学校が冬季休業の短縮を検討しております。

次に、冬季の新型コロナウイルス感染症対策でございますが、冬場の冷たい水を使用して手洗いをするため、児童生徒には吸水性の高い大きめのタオルを持参させたり、学校には手指消毒液の備蓄を促す指導も必要になると考えております。併せて、インフルエンザの流行も考えられますので、冬季を踏まえた感染症対策として効果的な取組を示してまいりたいと考えております。

次に、冬季の学習環境につきましては、高校では主にファンヒーター式の石油ストーブ、特別支援学校では空調機やボイラーを使用しております。

現在、多くの高校で使用しているストーブは、1992年度から1993年度に設置したものであり、長期間の使用により故障するものが出てきております。

このため、学校からの要望を受け、ストーブの修理や更新を行うとともに、県立学校施設長寿命化計画に基づく改修工事の中でも機器の更新を行っております。

また、暖房機器の使用に必要な光熱費につきましても、各学校の実情を確認しながら、必要な経費を配分することで、冬季休業中の生徒が学習活動に集中できるような教育環境を整えてまいります。

【要望】

1点、御要望させていただければと思います。

今回、学校での新型コロナウイルス感染症対策にあわせて、子どもたちの教育環境についてお伺いをいたしました。先ほどの教育長の御答弁からも、冬休みについて県立学校の半数程度が短縮を検討しているとの御答弁であり、冬季の暖房対策のストーブについては、27年から28年が経過した機器が大半である、いわゆる老朽化しているとの御認識であることが明らかとなりました。

私は、今年の2月定例議会の代表質問において、県立高等学校の空調設備の公費負担についての質問をし、教育長からは、空調設備の設置及び維持管理に要する経費について検討してまいりたいとの御答弁をいただきました。

現在、高校で使用されているストーブも老朽化していることから、PTA設置のエアコンを冬季にも御活用いただき、その経費を県が負担していくことも含め、公費負担に

よる県立高等学校の空調設備の設置及び維持管理について早期に検討をしていただくよう要望して発言を終わります。

【質問要旨】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 教育について

ア 臨時休業中に運動不足で、子供たちの体力も低下していると考えられるが、このことに対して、県としてどう対応していかれるのか伺う。

イ ICTを活用した教育を進める上で、タブレット端末、校内LANのハード整備に加えて、クラウドサービスの導入が必須と考えるが、これら3つの一体的整備の方向性について、県として、どのように市町村に示していかれるのか伺う。

【教育長答弁要旨】

ア 臨時休業中に運動不足になり、子供たちの体力が低下していることについてお答えをいたします。

県教育委員会では、5月25日から学校を再開することに合わせて作成した県独自の「教育活動の再開に向けたガイドライン」の中で、体育の授業や部活動を行う際には、児童生徒が臨時休業期間の3ヶ月間、体を動かしていないため、体力が低下していることに十分配慮することといたしました。

具体的には、体育の実技においては「準備運動を十分に行い、運動強度を抑えた軽めの運動から再開する」としております。また、運動部活動におきましては、段階的に強度を上げていくことの重要性を示し、6月14日までは対外的な練習試合等を控えることといたしました。市町村教育委員会には、このガイドラインを参考にして取り組むよう、各市町村立学校に周知することを依頼したところであります。

県教育委員会といたしましては、今後も児童生徒の安全を第一に考え、体育をはじめとする運動に係る諸活動が段階的に強められ、徐々に体力の回復が図られるよう取り組んでまいります。

イ 市町村立小中学校における1人1台端末等のハード整備とクラウドサービスの導入の方向性についてお答えをいたします。

文部科学省が昨年12月に公表した「GIGAスクール構想」では、1人1台端末及び高速大容量の校内情報通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行して教育クラウドの活用を推進することで、多様な子ども達を誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを実現していくこととされております。

このうち、小中学校における1人1台端末と高速大容量の校内情報通信ネットワークの整備につきましては、各市町村において、国の補助事業を活用して来年度中の1人1台端末の達成を目指し準備が進められており、県といたしましても、端末の共同調達を進めるなど、市町村を支援しているところであります。

しかしながら、インターネット上で、データを保存したり、様々なソフトを使ったりすることのできる教育クラウドサービスにつきましては、現時点では、セキュリティ対策への懸念もあり、授業における活用について、十分検討が進んでいない状況でございます。

県教育委員会といたしましては、教育クラウドサービスは、新学習指導要領のねらいでもある「主体的、対話的で深い学び」を実現する上で必要なものと考えておきまして、また、今後、想定される新型コロナウイルス感染症の第二波への備えにもなります。

このため、まずは、今年の3月に設置しました、全市町村参加による「GIGAスクール構想共同研究会」におきまして、小中学校の各学年の教科に対応した、具体的な授業モデルを示すことにより、教育クラウドサービスを活用した教育の方法を全市町村に普及してまいりたいと考えております。

【要望】

学校における新型コロナウイルスの感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するため、学校の先生方は、登校した児童の手洗い指導から、密になりがちな教室での遅れを取り戻す学習指導、休み時間の行動指導、特に神経を配る給食指導、そして子ども達の下校後、教室・トイレなど、校内の除菌クリーニングをするなど、一日中神経を使い、長期的な対応が求められることが見込まれます。ただでさえ、教員の就業時間が問題となり、今まで働き方改革で改善を目指してきたところですが、このコロナ禍で以前より過酷な状況になっております。

文部科学省は「学びの保障総合対策パッケージ」の中で初等中等教育段階の教育体制の人的・物的体制の緊急整備として教員加配3,100人、学習指導員61,200人、スクール・

サポート・スタッフ 20,600 人の追加配置を第 2 次補正予算案に計上しました。愛知県としても、この国の補正予算に対応し、教員等の追加配置をこの 6 月の補正予算で計上したところであります。しかし、小学校低学年、特にまだ学校生活に慣れていない小学校 1 年生については、本当に様々な面で人手がかかります。今後学校生活が続いていく中で、更に人手が必要になることも十分考えられますので、引き続き、学校現場の状況をよく把握していただき、状況に応じて適時適切に人的体制の強化に努めていただきますよう要望をして終わります。

【質問要旨】

3 子ども達への学びの支援と不安の解消について

- (1) 今後のICTを活用した学習環境等の整備について、「児童生徒の家庭におけるICTを活用した学習環境調査」の結果はどのようなものであったか、さらにその結果をふまえ、今後、県は県立学校におけるICTを活用した学習環境整備、ならびに、市町村と連携した公立小中学校におけるICTを活用した学習環境等の整備をどのようにすすめていくのか伺う。
- (2) 特別支援学校におけるオンライン学習支援について、障害の特性に応じた環境整備が必要であると考えているが、今後、具体的に県はどのように対応していく考えか伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) 最初に、児童生徒の家庭におけるICT環境の状況と、県立学校と公立小中学校におけるICT学習環境の整備についてお答えいたします。

まず、文部科学省が5月に実施した「児童生徒の家庭におけるICTを活用した学習環境調査」の結果についてであります。家庭においてインターネットを介した学習活動が困難な児童生徒の割合は、実態を把握済みの31市町村において、小学校7.0%、中学校5.6%となっており、県立学校については、高校6.6%、特別支援学校22.1%という結果でありました。

次に、今後のICTを活用した学習環境の整備についてであります。まず、小中学校につきましては、各市町村が、今年度中に、国の補助事業を活用し、合計で41万台余のタブレット端末の整備を進めていく予定であり、県といたしましても、市町村の希望台数を取りまとめて共同調達を実施し、小中学校における端末の整備を支援してまいります。また、19市町村が国庫補助事業を活用し、家庭学習のためのモバイルルータ等の無線通信機器の整備を予定しております。

県立学校につきましては、本年2月と4月の補正予算で措置したタブレット端末とモバイルルータをセットで、高等学校で1校40台の6,000台、特別支援で1人1台の5,488台をそれぞれ整備することとしております。

今後、公立小中学校と県立学校において、これらの端末とモバイルルータ等の機器を

家庭用として貸し出すことで、学校の授業だけでなく、児童生徒の家庭学習についても支援をしてみたいと考えております。

(2) 次に、県立特別支援学校におけるオンライン学習支援の環境整備についてであります。特別支援学校には、議員お示しのとおり、障害の特性に応じて特別な入出力支援装置を必要とする児童生徒も在籍しております。

具体的には、視覚障害のある児童生徒には、音声読み上げソフトや点字ディスプレイ、聴覚障害のある児童生徒には、音声文字変換システム、肢体不自由のある児童生徒には、目の動きでパソコンを操作する視線入力装置などが必要となってまいります。

県教育委員会といたしましては、特別支援学校において、障害の特性に応じた入出力支援装置を積極的に導入し、全ての児童生徒が円滑にオンライン学習を実施できる環境を整えてまいりたいと考えております。

【要望】

子ども達への学びの支援と不安の解消について、1点だけ要望申し上げます。令和3年度愛知県公立高等学校入学者選抜についてであります。5月13日、文部科学省は、中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度高等学校入学者選抜等における配慮についての通知を発出しております。

この通知には、①スポーツ・文化関係の行事、大会の実績や資格・検定試験が中止や延期等になったことによって、不利益を被ることがないようにすること、②特定の入学志願者が、出席日数や学習評価の記載内容、諸活動の記録が少ないことによって不利益を被ることがないようにすること、③高校入試における出題範囲や内容、出題方法について、特定の入学志願者が不利となることがないように必要に応じた適切な工夫を図っていくことなどが示されています。さらに、中学校においては、進路指導をより一層丁寧に行い、志願する高等学校等における入学者選抜の内容をしっかりと入学志願者に伝えることにより、不安の払拭に努めることとされています。

これに関して、6月12日、47都道府県教育委員会それぞれの対応が新聞等で報道されておりました。しかし、ここには、本県の部分的な考え方が示されておりましたが、これは公式な発表ではなく、子ども達にとっては不安を解消するのに十分なものではありませんでした。同日、地元の公立中学校訪問時に校長先生からお聞きしたこととして、進路を控

える生徒とその保護者と同様に、学校としても今後の進路に不安を感じることから、愛知県の方針をできるだけ早く明確に示して欲しいとの要望もいただいております。一方で、先週 17 日には、名古屋市内において中学校の生徒の感染が確認をされ、学校再開後の突然の臨時休校を余儀なくされている状況が今も続いており、今後こうした状況を考慮していかなければならない課題であると認識しています。

まずは学校の安全管理に万全を期し、子ども達の心身のケアを行い、学びの支援を行いながら、進路に対する不安の解消のために、適切な時期に、適切な方法で、公平・平等となる本県の選抜方針を明確に示していただくことをご要望申し上げ、私からの質問を終わります。